

ID: 437

担当部署: 上下水道室 工務課 下水道係

処分の概要	排水設備等の撤去許可		
例規名 根拠条項	名寄市下水道条例 第9条		
例規番号	平成18年条例第196号		
【根拠条文】 (排水設備等の撤去) 第9条 排水設備等を撤去しようとする者は、あらかじめ管理者に申請書を提出し、許可を受けなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考	名寄市個別排水処理施設条例に準用あり		
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日